

平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信利用促進課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

字幕番組・解説番組等の制作促進事業

2 達成目標

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実は我が国の重要な政策課題となっている。

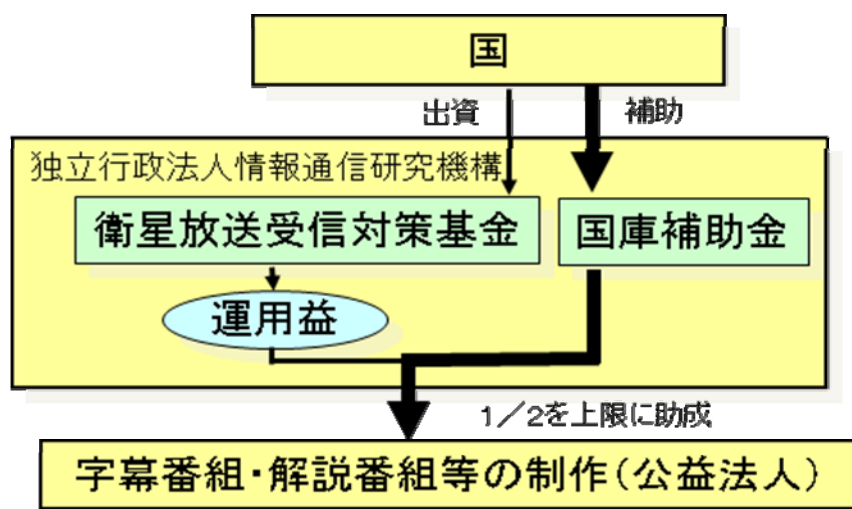
その拡充に向けては、平成 9 年に放送法の改正が行われ、字幕番組・解説番組をできる限り多く放送するようにしなければならないこととする放送努力義務が規定された。これを踏まえ、平成 9 年 11 月、字幕放送の普及促進を図るため、「字幕放送普及行政の指針」を策定し、「2007 年までに、生放送番組などの技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除いた字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕を付与すること」を目標に設定した。

3 事業等の概要等

（1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 9 年度～（平成 18～19 年度は成果重視事業）
- ・実施主体 独立行政法人情報通信研究機構
- ・概要 独立行政法人情報通信研究機構が、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、視聴覚障害者向け放送の充実を図るため、字幕番組・解説番組等を制作する公益法人に対し、その制作費の 2 分の 1（※）を上限として助成を行う。
※平成 19 年度は、民放キー5 局の字幕番組については 6 分の 1、準キー局の字幕番組については 4 分の 1、それ以外については 2 分の 1。

・概要図



・総事業費

(千円)

年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度
予算額	126,405	129,740	440,190	510,000	510,000
H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
601,202	601,177	753,548	463,340	463,340	417,006

(2) 事業等の必要性及び背景

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実是我国の重要な政策課題となっている。しかしながら、当該番組については多額の制作コストが必要となる一方で広告収入が見込めず、民間放送事業者にとっては、当該番組導入のインセンティブが働きにくい構造となっているため、当該番組の拡充を図るためには、国の財政支援が必要な状況となっている。

当該番組の拡充は、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を促進するものであり、「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日、IT 戦略本部）、「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月）（注）にも盛り込まれた必要性の高いものである。

注）「重点計画 2007」では、字幕番組、解説番組、手話番組を制作する公益法人に対して、制作費の一部を助成し、視聴覚障害者向け放送の充実を図るとともに、放送事業者の協力も得て、2007 年度までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕が付与されることを目指す、とされている。

また、「障害者基本計画」においても、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進することとされている。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策：(政策11) 情報通信技術高度利活用の推進
- 重点計画2007(平成19年7月26日IT戦略本部)
- 障害者基本計画(平成14年12月)

4 政策効果の把握の手法

毎年、放送事業者に対して前年度の実績調査を行い、「字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合」の進捗状況を把握している。この実績値により、目標達成状況の評価を行う。

目標の達成度合いの判定基準

達成度合	評価
100%	達成
80%以上100%未満	概ね達成
50%以上80%未満	達成とは言い難いが有効性あり
50%未満	有効性の向上が必要

5 目標の達成状況

達成目標：字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合(注)

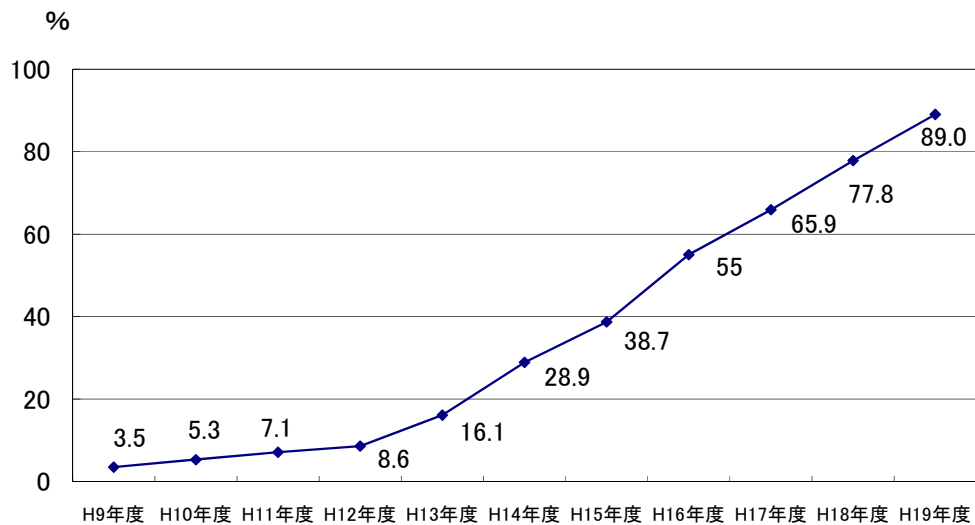
目標値：100%

目標年度：平成19年度

これまでの実績

年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
実績値	3.5%	5.3%	7.1%	8.6%	16.1%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
28.9%	38.7%	55.0%	65.9%	77.8%	89.0%



注) 午前7時から午後12時までの間に新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組（ニュース・スポーツ中継等の生番組、オープンキャプション字幕付き映画、大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組、再放送番組等を除く）に占める字幕放送時間の割合。

6 目標の達成状況の分析

(1) 有効性の観点からの評価

字幕番組・解説番組等の制作費の一部助成によって放送番組への字幕付与が進んだ結果、字幕付与可能な放送番組に占める字幕放送番組の割合が増加し、平成19年度の民放キー5局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は89.0%となり、設定した目標については概ね達成した。これにより、視聴覚障害者がより多くのテレビ放送から生活・文化情報等を入手することが可能となり、情報バリアフリー化の進展に大きく寄与したことから、本事業の有効性が認められる。

(2) 効率性の観点からの評価

本事業においては、字幕番組・解説番組等の制作費の2分の1を上限として助成を行ってきたが、民放キー5局、準キー4局の字幕制作については、当該局の字幕放送を実施するノウハウの蓄積、局内体制の整備、字幕放送の実績などを踏まえ、制作費に対する助成率を引き下げて、制作費の一部助成を行ってきた（民放キー5局の助成率：平成15年度から1/4、平成16年度から1/6、準キー局の助成率：平成17年度から1/4）。

また、近年、申請額が予算額を大幅に上回り、申請案件の全額に助成を行うことが不可能となっていることから、より多くの視聴者を対象としている放送番組を優先して助成するとの考え方にに基づき、視聴年齢制限付き番組に係る経費を助成対象外とした。

以上から、限られた予算を有効に活用し、最大限の効果が得られるよう、効率的な執行を行っているものと認められる。

(3) 優先性の観点からの評価

放送は、国民生活において、報道、教養、教育、生活関連情報等を恒常的に入手できる手段として、欠くことのできない基幹的なメディアであり、これは視聴覚障害者にとっても同様である。視聴覚障害者が放送の効用を享受できるようにするためには、字幕番組・解説番組等の普及が重要であり、そのために、本事業は優先して実施すべき事業である。

(4) 今後の課題及び取組の方向性

平成9年に策定した目標については、概ね達成された。

しかしながら、放送直前に搬入される番組に字幕を付すことが困難であったこと等から、目標の100%には若干及ばなかった。このため、今後は、これらの番組への字幕付与に向けて取り組むとともに、平成20年度から平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（注）」（平成19年10月策定）の達成に向けて、引き続き、字幕番組・解説番組等の制作費の一部助成を行うことなどにより、視聴覚障害者向け放送の充実を図っていく予定。

注) 字幕放送については、これまでの行政指針が対象とする字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し（複数人が同時に会話を行う生放送番組などを含む）、その全てに字幕を付与することを、解説放送については、新たに行政指針を策定し、対象の放送番組の10%（民放キー5局等）に解説を付与することを目標とするもの。

7 政策評価の結果

本事業により、平成9年に設定した目標値を概ね達成したことから、一定の有効性、効率性が認められる。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書（平成19年3月）において、以下のとおり述べられており、本評価にあたって活用した。

- ・字幕付与率が各局の字幕拡充計画以上に伸びていることは、総務省及び放送事業者による複合的アプローチの結果であると考えられる。
- ・字幕付与可能な放送番組を拡大しつつ、今後も同様の枠組みを維持し、字幕放送の拡充を推進していくことが求められる。

9 評価に使用した資料等

- ・「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日 I T 戦略本部）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>

- ・「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf>

- ・「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書（平成 19 年 3 月）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070330_19_ts2.pdf